

令和8年6月定例会 八潮市道路陥没事故調査等特別委員会の概要

日時 令和8年6月30日（火） 開会 午後1時
閉会 午後1時59分

場所 第3委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長
逢澤圭一郎副委員長
渡辺聡一郎委員、木下博信委員、美田宗亮委員、松澤正委員、細田善則委員、
小島信昭委員、細川威委員、町田皇介委員、橋詰昌児委員、蒲生徳明委員、
金野桃子委員、伊藤はつみ委員

欠席委員 なし

説明者 [下水道局]
北田健夫下水道事業管理者、小島孝文下水道局長、西村憲一下水道局副参事、
鯨井素子下水道管理課長、橋本翼下水道事業課長、
影嶋浩一下水道事業課管路対策幹

[県土整備部]
藤原直樹道路環境課長

会議に付した事件

復旧工事の進捗状況
復旧工法検討委員会
補償の実施状況
住民の声や意見書・決議などを踏まえた対応

細田委員

3点確認をさせていただきます。

新年度の引継ぎや、また当該八潮市との連携体制について、1点目です。

今、年度をまたぐという時期でもございまして、市との関係性、またこちらの体制の年度替わりの影響というものをどのように継承しているかというところを1点。特に、八潮市とのホットラインというところの体制が継承されているかどうかを確認をいたします。

2点目に、2ページ目の補償のところなんですけど、大分、前回の数字より伸びているという報告ではございますが、その他の補償というと10%ほどの残りがございます。先ほどの説明では、個別訪問の際に丁寧にとということがございましたが、その際に、もう軒先、玄関先ではないですが、様式を持って行って、申請まで完結をできるような、丁寧な申請受理の体制、伴走支援のような形ができないかどうかをお伺いいたします。

3点目に、対応整理表ということで、ちょっと戻りますが、復旧工法検討委員会の整理表の方です。

整理表について、今、この4分類でやるということなんですけど、今後のスケジュールとか、特にその四つの中の更に、もう少しブレイクダウンして何をどうやって記載をしていくような進め方をするのか、技術的な争点がどのぐらい盛り込まれるのかということと、これは、今回は、復旧工事とかに関してですので、こちらの水系のみですが、県内の他の流域に関して、この整理表のナレッジみたいなものが何か生かせるのかということと、どのように捉えているのか、お伺いをいたします。

下水道事業課長

私の方から、八潮市との連絡体制の件と、あと対応整理表についてお答え申し上げます。

まず、八潮市との連絡体制に関してでございますけれども、新年度になり、人事異動はございましたが、引き続き八潮市とは月1回以上、直接市長に進捗状況を報告しており、課題や対応を共有しながら、連携して対応しているところでございます。

今後とも八潮市との連携を密に行うなど、連携し、丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

続きまして、対応整理表についてでございます。

対応整理表は、復旧工事や複線化計画の検討において懸念すべき事態とそれらに対応する計画、設計、施工、維持管理、各段階における対応を新設管、新旧境界部、複線化区間、中川流域下水道全体、この四つの範囲ごとに整理するものでございまして、もれなくリスクに対応していくということを目的としております。

この対応整理表は、復旧工法検討委員会において、これまで各委員からいただいた専門的知見に基づく留意点などの意見を反映させる形で、現在作成中ではございまして、作成次第、速やかに県のホームページで公表する予定でございます。

具体的な内容の件でございますけれども、例えばでございますが、硫化水素の懸念といったところに対しましては、既に実施済みの内容でございますけれども、新設管において、管更正を行って腐食に強い構造とするということであつたりですとか、割り込み人孔を今後設けてモニタリングするですとか、そういったことについて網羅的に盛り込まれるというようなことで考えておるところであります。

また、他の流域への展開といった点でございますけれども、今回の対応整理表につきま

しては、八潮市における道路陥没事故を受けて復旧現場や複線化区間、中川流域全体というように、中川流域を中心とした形での整理となっているところでございます。

他方、例えば複線化区間や流域全体といった他流域への展開が考えられる内容につきましては、他の流域においても参考にしたいということで考えております。

下水道局副参事

質問は、申込みを行っていない方に対して、伴走型の支援ができないかどうかということとでございます。今後7月から8月にかけて行います、家屋の事中調査に合わせて、個別訪問を行います。その際に、申込みを失念されていないかという確認の中で、職員は、申込書も携えて、書き方が分からない場合は、一緒に記入を支援するというようなこと、これまでも伴走型の支援をお求めになられる方には行ってきたところなんですけれども、個別訪問をして、全ての方に、そういった支援をしていきたいと思っております。

渡辺委員

私からは、3点質疑をさせていただきます。

まず補償のことなんですけれども、表を見ますと、営業補償のところについて、数字を見ますと、まだ11%の支払済みということで、電気代等の補償についてもまだ20%というふうになっておりますけれども、この辺りについては申請が進んでいない理由というのはどのように分析しているのかということをお伺いします。

2点目としまして、4番の補償制度で、この受付が1月から9月30日までというふうに記載されていますけれども、その後新たに損傷や腐食被害、こうしたことが判明した場合にはどのように対応するのかということを確認させてください。

3点目ですけれども、今回復旧工法検討委員会を経て、複線化の方針決定が出たところでありまして、その複線化の対象がチュウ6から中川水循環センターまでとされていますけれども、この区間以外にも、同様に大口径であったり、大流量であったりという、そういった管路は存在すると思います。川島町でも陥没事故が発生したことがありましたけれども、県内で複線化が必要な管路はどのくらいあると考えているのか、また複線化すべき管路の基準は整理されているのか、お伺いいたします。

下水道局副参事

まず、営業補償と電気代等の補償につきまして申込みが少ないけれどもどういった理由であるのかというところでございます。

営業補償の申込み件数が少ない理由としては、道路陥没事故以前と比べて思ったよりも売上額が下がらなかったのか、それともまた違う理由なのかというところは、正直なところ分からないところでございますけれども、我々としてしましては、事故現場周辺道路の交通規制を行っている際に、関係するトラック等がスムーズに通行できるよう通行証を配布したり、県道の中央分離帯を撤去し右折可能にしたほか、規制区域内にある店舗が営業していることが分かるように営業中と書いた看板をゲート前に配置するなど、極力、事業経営に支障が生じないように対策に努めたことで、影響が最小限に抑えられた可能性はあると考えております。

他方、決算書類等をそろえることに時間を要したり、事業者によっては月ごとではなく、決算期でまとめて申請をしたいという意向もあり、後日まとめて申し込みたいという事業者もありました。

現在、相談を継続していたり、申込みの支援中の事業者もでございます。引き続き丁寧に

寄り添った対応により、申込みをしやすい環境を提供していきたいと思っております。

電気代等の補償に関しましては、これも、理由は正直なところ定かではございませんけれども、電気代等の補償の申込みには、電気代等の請求明細書を添付してもらうことになっており、明細書を既に破棄してしまったり、手続が面倒であると感じている住民の方がおられることは認識しております。

補償の申込みに不安のある方には、八潮新都市建設事務所にある現地対策本部の受付窓口を案内するか、職員が直接お宅に訪問して受付をするなど、寄り添った対応を行っております。

また、電気代等の請求明細書の再発行が必要な場合には、電気事業者ごとに、手続方法が異なるので、利用している電気事業者を確認した上で、手続方法を示すなど、できる限り丁寧な支援を行っているところでございます。

続きまして、腐食の補償の関係でございます。

申込み期限が9月30日になっているが、もしその後新たな腐食が発覚した際に、どのような対応をするのかということでございます。

申込み期限は9月30日とさせていただいておりますが、腐食の発生につきまして、新たなものがそれ以降に発覚した、分かったという場合は、これは柔軟に対応したいと思っております。

下水道事業課長

私の方から複線化について御説明させていただきます。

複線化が必要と考えられる区間につきましては、例えば、川島町での陥没事故と同様な圧送管部分が挙げられます。

その数は、県内で12か所ございまして、複線化に向けて取り組んでいるところであります。

加えて、大規模下水道における点検、調査や改築、更新の手法が確立していないという現状を踏まえ、今回の陥没箇所下水道管と同様に、口径が大きく、水量が多く、埋設深が深いといった特徴に加え、流れを止めることができない大規模下水道においても、複線化の必要性を検討する必要があると考えております。

こうした大口径管路の複線化については、まずは陥没事故が発生した中川流域下水道中央幹線下流部の複線化に着手いたしますけれども、他の区間についても、複線化などリダンダンシーの確保の検討を進めていきたいと考えております。

複線化などリダンダンシーの確保が必要な下水道管路を考える上での基準についてでございますが、国の通知によると、重要管路において、常時点検や修繕、改築等を確実、容易に行うことができない水位であるとともに、上流での一時貯留など、既存の施設等を最大限活用しても水位を下げることができない箇所を対象とすることを基本とし、災害、事故時の影響の大きさ、修繕、改築や迅速な復旧の難易性などを踏まえ、決定することとされております。

リダンダンシー確保の対策の考え方としては、管路複線化のほか、連絡管整備、貯留施設の増設、ポンプ設備の配置などを適切に組み合わせ、効率的・効果的な対策とするとされております。

そのため、広域的に下水を処理する流域下水道の管路は、その機能を踏まえると全てが重要管路でございますことから、県が管理する流域下水道の全ての管路を対象に、複線化などリダンダンシー確保の必要性について検討してまいりたいと考えております。

他方、リダンダンシー確保に関わる大きな課題といたしまして、先ほど申しましたが、

大規模下水道における点検、調査や改築、更新の手法が確立していないということがございます。

そのため、並行してその手法の確立について、国に対して引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

渡辺委員

補償の申込みについては、引き続き寄り添った対応をお願いいたします。

複線化について再質問させていただきますけれども、川島町のような圧送管部分で陥没が起きたのは県内12か所であるということなんですけれども、口径が大きい八潮のような大規模なところは検討が必要という御答弁でありました。

ただ、県内全体でどれほどの規模でこの大規模箇所の対策をやらなければいけないのか把握していかなければならないというふうに思います。

現時点で、県が試算している、また県が想定している早急に複線化の対策が必要な管路、規模感は何れぐらいの長さとか、全体でどれほどの事業規模になると見込んでいるのか、その辺りは現状で分かる範囲の見通しをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それともう1点質問したいんですが、そういった大規模管路の更新とかは方法がないので国にもその手法の確立を求めていくということなんですけれども、ただ、複線化という抜本的方法にも時間がかかる中で、同様の事故が起きる可能性はもちろんあると思うんですけれども、そうした中で現状のできる範囲で、維持管理、そうしたものはどのように行っていくのか、ということをお伺いいたします。

下水道事業課長

まず初めに、複線化が必要となる大口径の下水道管など、その辺りの規模感についてということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、県内流域におきましては、広域的に下水を処理するというこの流域下水道の機能を踏まえると、全てが重要管路であると考えているところでございます。

そのため、県内全域の流域下水道全てを対象に検討が必要と考えておるんですけれども、加えて、リダンダンシー確保対策といたしましては、全てが複線化というわけではなく、連絡管の整備であったりとか、貯留施設の増設、ポンプ設備の配置等、様々な対策がございますので、今後しっかり計画を策定して、そういったどの対策が適切なのかというところを検討してまいりたいと考えております。

そのため、現時点では規模感を申し上げられないところではあるんですけれども、頂いた御意見を踏まえ、しっかり検討してまいりたいと考えております。

続きまして、そういったリダンダンシーの関連で、今後の複線化等にも時間がかかりますので、維持管理をどのようにしていくかということかと存じますけれども、先ほど申しましたとおり、大規模下水道における点検、調査や改築、更新の手法を確立していないという大きな課題がございます。

そのため、なかなか点検、調査が難しい箇所もあるんですけれども、現在ある技術を様々な活用いたしまして、しっかり点検、調査をしていきたいということで考えているところでございます。

並行して、県の方でも、今、共同研究、前回の特別委員会のところで御説明させていただきましたけれども、そういった技術開発について、県としてできることをしっかりやっていきたいということで考えているところでございます。

橋詰委員

2点大きく伺わせていただきたいと思います。

一つは、先ほど自民党さん、前回からの質問の答弁の安全対策の件の中で、交通安全のこととかはあったんですけども、例えば、先日のような水害とか、大雨が降ったときの台風対応、近隣における、多分雨水管とかも様々入っている中で対応されているんだと思うんですけども、そういうときの、今回たまたま台風が二つ来たけれど、たまたま通路を外れたんでよかったんですけど、これから夏に向けて、台風ということも水害ということも考えられるんですけども、その辺の対策というのは、ここを塞いでいることによる影響というのか、安全対策という面から見たときの水害対策というのはどうなっているのかについて、一つ確認をさせていただきたいと思います。

もう1点は、補償の問題で、先ほど来、寄り添った丁寧なということで、やっていただいているということで、それはもうお願いしたいと思うんですけど、補償のことについて、半径100メートル以内のところは、全戸訪問するという理解でよろしいのかどうか、確認させてください。

下水道事業課長

私の方から雨水対策の件、お答え申し上げます。

先日台風ございましたけれども、八潮市の雨水対策として重要な役割を担っております大正幹線につきましては、昨年度仮復旧を行っておりまして、今後でございますけれども、その大正幹線の復旧工事について、今年度の渇水期から工事着手いたしまして、来年度の出水期までの工事完了を目指してまいりたいということで考えております。

また、現地の状況につきましては、現地対策本部の方で、そういった大雨が懸念されるときには、しっかり常駐してモニタリングしたいということで考えております。

下水道局副参事

補償の個別訪問の関係でございます。

おおむね100メートルの範囲の全ての住民と事業者に対して、個別訪問を行う予定でございます。

橋詰委員

水害対策の件は引き続き、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

あと、個別訪問の件。以前よりもあれだったと思うんですけど、丁寧に全部しっかりやっていたということで安心しました。あとは、今後のことで、先ほど相談窓口、9月30日とかいろいろ日があると思いますけれども、工事がこれから続く中で、現地の相談窓口というのは、人手のこともあると思いますけれども、やはり地域の方の安心安全を考えたら、ずっと継続をお願いしたいと思うんですけども、その辺に関しての考えといいますか、大分落ち着いてきたからもうという話にはならないんだと思いますので、ちょっと懸念をしているところもありますけど、その辺のお考えをもう一度聞かせてください。

下水道局副参事

現地の相談窓口につきましては、工事がこれからも継続いたします。周辺の住民事業者の方々には、引き続き、御不便、御迷惑をお掛けいたしますので、現地の相談窓口については継続をしまいる予定でございます。

いつまでというところは、復旧工事が完了するまでは、設置しなければいけないと考え

ております。

金野委員

1点お伺いいたします。

これまでの補償に要した総額と今後必要となる金額の見込みは。また、ここに記載されていない補償はあるか、収用補償なども含めると総額でどのくらいになるかお伺いいたします。

下水道局副参事

補償の支払金額は、営業補償が2,540万円、それから電気代等の補償が284万円。その他の補償が3,573万円、腐食の補償が699万円でございます。その他、表にはない収用補償につきましては、支払額が、6月15日時点で2億5,880万円。それから、インフラ事業者への補償に関しましては、1億4,965万円となります。

金野委員

計算すればいいんですけれども、これを補償の種類が違うので一概に一言で補償と言っているのかは分からないんですけれども、総額でどのくらいなのか1回目に聞いてますので、もし差し支えなければ種別で分けて結構ですのでお答えください。

下水道局副参事

予算額でございます。

営業補償につきましては、予算額が5億9,600万円。それから、電気代の補償が8,725万円。その他の補償が4,230万円。腐食の補償につきましては3,150万円。それから、収用補償に関しましては、6億6,110万円。インフラ事業者に対する補償につきましては、2億800万円の予算になっております。

伊藤委員

それでは2点について伺います。

まず、営業補償についてですが、今回4月15日に、県道54号線の暫定2車線での供用が開始されました。

そこで、営業補償は暫定供用までとされていたと記憶しておりますが、まだ交通量の回復はされておられません。補償は4月15日で打ち切りなのかどうか、お願いします。

2点目です。健康不調の住民に対する対応についてですが、先ほども御説明がありました。この関係での医療補償について、現状について御説明いただきたいと思います。

下水道局副参事

まず、営業補償に関しましては、交通規制により往来ができなくなり、休業、営業時間の短縮、それから、客数の減少等によって生じた売上げの減少等に対する補償でございます。

対象期間につきましては、昨年8月の補償説明会で説明させていただいておりますけれども、前面道路の交通規制が解除されるまでとしております。

4月15日の暫定供用によって前面道路の交通規制が解消された事業者は、その月の月末までが、補償の対象期間になります。

一方、県道北側の市道は、県道への通り抜けができないことから、その一部は交通規制がまだ継続しているところでございます。交通規制されている市道を前面道路とする事業者は、引き続き営業補償の対象になってきます。

それから、健康不調の住民に対する対応について、補償の現状はという御質問でございます。

健康不調にかかる医療費の補償については、これまでに住民等から個別に相談を受けており、診断書の提出があったものもあります。

現時点で補償しているものはございませんけれども、診断書の提出があったものについては、今現在、内容の精査を行っているところでございます。

伊藤委員

営業補償についてですが、先ほどは、南側は4月末までの営業補償で打ち切りという話でしたが、もしもその交通量が戻っていないという部分も勘案して、個別に相談があったら対応していただけるのかどうか、1点伺います。

そして、2点目の体調不良に関する補償の現状についてですが、医師の診断書を付けてもまだ補償が実行されていないというのは、日数的な関係で、直近で医師の診断書が出たのでまだ手続上間に合わないということなのか、その検討に要する時間が必要なのかという、その辺について伺います。診断書が出ているので、もう医療費は遡及して支払うとか、そういうことになるのかという部分を含めて、お願いしたいと思います。

下水道局副参事

まず、営業補償につきましては、補償の内容といたしましては、交通量の減少に伴う補償ではなくて、いわゆる、往来ができなくなったことによる補償になります。相談がもしございましたなら、お話はお伺いしたいと思います。その中で、補償ができるのかできないかということは検討してまいりたいと思っております。

それから、健康不調の関係の再質問でございます。

今、診断書の提出があったものにつきましては、提出があったものがまだ最近でございますので、今現在それに向けて関係する書類、例えば診療費の明細だとか、薬代の明細だとか、そういったものを今準備していただいたり、提出していただいておりますのでその精査をしているところでございます。

基本的には、診断書の方で、因果関係がはっきりするのであれば、遡及して補償の方をしたいと考えております。

美田委員

県道及び生活道路の交通安全対策を伺いたいと思います。

まず、4月15日の暫定2車線供用開始に当たりまして、2月定例会の先ほどの冒頭の御報告も頂きました。速やかに御対応いただいたことに感謝申し上げます。

一方で、供用開始の交通状況を日々確認しますと、速度超過ですとか、細かい危険箇所というのが散見されています。

また、周辺道路の交通量は2割減少したという御報告もあったんですけれども、依然として生活道路への流入車両というのは見受けられます。

こうした状況を踏まえて、県道の暫定2車線供用区間と、生活道路である迂回路について、先ほどお話ありましたけれども、改めて八潮市と連携しながら、交通安全対策を継続的に強化していくべきと考えますけれども、今後の取組状況をお伺いしたいと思います。

二つ目です。先ほど橋詰委員からもお話ありました、雨水対策です。

こちらの大正第一幹線の雨水対策が十分ということによろしいのでしょうか。

また、中川水循環センターまでリダンダンシーをやっていくということです。雨水対策を計画的にやっていくべきと考えますけれども、計画策定の考えはあるのか、お伺いしたいと思います。

最後です。中央幹線下流部の御説明もいただいております。

こちらは複線化していくということなんですけれども、今後、点検、調査が困難な箇所への対応などの課題解決に向けて、国とも連携しながら、リダンダンシー確保を進めていただきたいと考えてます。

そこで、複線化に向けた今後のスケジュールや工法の選定に関する基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

下水道事業課長

まず初めに、県道の暫定2車線供用区間及び生活道路、迂回路の交通安全対策についてというところでございますけれども、これまでも、八潮市の学校関係者や地元警察等とともに、通学路の安全点検を実施し、路面表示、安全施設などの修繕のほか、通学時間帯において、交通誘導員を増員するなど安全対策を実施してきたところでございます。

県道の交通量が増加してきたことに伴いまして、八潮市などから、自転車の通行や周辺の通学路について安全確保に関する要望書を頂きました。

これを受け、県道の自歩道の拡幅や、注意看板の設置を行ったところでございます。

引き続き、八潮市との情報共有を図りながら、県道及び通学路をはじめとする周辺道路の安全対策を行ってまいりたいと考えております。

2点目でございますけれども、雨水対策について、大正幹線の対策が十分なのかというところと、計画的にやっていくべき考えというところでございますけれども、先ほど申しましたとおり、現状におきましては、大正幹線につきましては仮復旧というような状況でございますので、できるだけ早い形で本復旧していく必要があるということで考えております。

スケジュールといたしましては、大正幹線の復旧工事の本復旧については、今年度の渇水期から工事着手、また来年度の出水期までの工事完了を目指していきたいということで考えております。

雨水対策自体は、八潮市の方で実施するというようなところになってきますけれども、八潮市とここに付きましても、情報の共有を図りながら、工事の進捗については密に情報交換したいということで考えております。

続きまして、複線化について、今後のスケジュールや工法の選定についてといったところでございますけれども、県道松戸草加線と県道越谷八潮線の交差点にございますチュウ6マンホールから水循環センターまでを全体計画といたしまして、経済性や施工現場条件など、様々な観点から工法については検討していきたいということで考えております。

具体的には、陥没箇所から上流側をⅠ期工事、下流側をⅡ期工事と分けて計画しており、このうちⅠ期工事につきましては、令和8年度中の着工に向け、現在、実施計画を進めているところであります。

中央幹線下流部、既設管路の点検、調査や管更正等を今後確実にやっていくため、地元八潮市や地域住民の皆様、中川流域下水道関連市町に丁寧な説明し御理解を賜りながら、リダンダンシー確保に向けて着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

また、繰り返しになりますが、並行して、リダンダンシー確保にも関わる大きな

課題として、大規模下水道における点検、調査、改築、更新、この手法は確立していないということがございますので、この手法の確立について、引き続き国に対して強く要望していきたいと考えております。

美田委員

最後の今のお答えいただいたところで再質問したいと思うんですけれども、御答弁にもあったとおりリダンダンシーを確保しようと思うと、日常的な点検だとか修繕の担い手が必要になってきます。

そういう観点を踏まえると、必然的に地元企業の育成というものにつながっていくと思います。

そこが大事になってくると思うので、例えば工事がWTO案件だったとしても、そういった地元の企業の育成という観点から、参入ができるように、発注方法を工夫していただきたいと思いますけれども、御見解を頂きたいと思います。

下水道事業課長

発注に当たりましては、分割発注や共同企業体での参加条件を付した入札等により、県内企業の受注機会確保に努めてまいりたいと考えております。

これを行うことによりまして、県内企業の方々に、技術的なところの能力を高めていただくことにもつながると思いますので、しっかり検討したいと考えております。